

後期高齢者医療保険からのお知らせ

■ 平成30・31年度の保険料は次のようになります

後期高齢者医療制度の保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額＝被保険者の所得^(※)×所得割率」の合計となり、2年ごとに見直されます。平成30年度及び平成31年度の保険料率は次のとおりと改定されます。

(※) 所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）



- ① 均等割額は、**年間 41,214円** となります（年額で1,476円減少となります）
- ② 所得割率は、**7.75%** となります（0.8ポイント減少となります）
- ③ 保険料額（年額）限度額の上限が **62万円** となります（5万円上がります）

《改定前》

平成28・29年度の保険料率

被保険者均等割額 42,690円
 所得割率 8.55%
 賦課限度額(上限) 57万円



《改定後》

平成30・31年度の保険料率

被保険者均等割額 41,214円
 所得割率 7.75%
 賦課限度額(上限) 62万円

※平成30年度の保険料の決定通知書及び納入通知書は、7月中旬に郵送予定です。

■ 保険料の計算方法

所得割額 (所得金額－33万円)× 所得割率 7.75%	+	均等割額 被保険者1人あたり 41,214円	=	保険料額（年額） 限度額62万円 ※100円未満切捨て
--	---	--	---	---

※年金所得のみの方は（年金収入－公的年金等控除額）が所得金額となります。

■ 後期高齢者医療制度の 保険料軽減措置の見直しについて

後期高齢者医療制度の医療費は、高齢化社会の進展により増加しており、制度を支える現役世代からの支援金、国費等も増加傾向にあります。被保険者には保険料という形で医療費の一部を負担していただいているところですが、一部の人のつきまちは、本来あるべき保険料額から更に負担を抑える特例措置が続いています。

しかし、被保険者数や医療費が増加する中、被保険者間で保険料の格差が生じていること、また、支援している現役世代との不公平感も否めないことから、昨年度から特例措置による軽減を段階的に見直しており、平成30年度も段階的見直しが行われます。具体的な軽減内容、改正箇所は以下ようになりますが、今後も安心して後期高齢者医療制度を利用していただくための制度改正にご理解をお願いします。

1. 被用者保険の被扶養者であった人の保険料「均等割額」の軽減について

平成30年度分の保険料「均等割額」軽減割合は7割軽減から5割軽減へ変更されます。なお「所得割額」の負担はありません。

※被用者保険 … 協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません）

平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減 改正
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

2. 保険料「所得割額」の軽減について

平成30年度分の保険料「所得割額」を負担する人について、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人に対して適用されていた2割軽減は廃止されます。

平成29年度	2割軽減
平成30年度	軽減廃止 改正

3. 保険料「均等割額」の軽減について

※2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡げます

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成29年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯で、各種所得が0円となる場合（年金所得は収入-80万円として計算）
8.5割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	改正 「33万円（基礎控除額）+27.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯（27万円→27.5万円へ）
2割軽減	改正 「33万円（基礎控除額）+50万円×世帯の被保険者数」以下の世帯（49万円→50万円へ）

- 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、9割軽減を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の人のみ適用）を差し引いた金額となります。
- 軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。